

平成 27 年第 3 回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 1	平成 2 6 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 2	平成 2 6 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
(認 定)		
1	平成 2 6 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	平成 2 6 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	平成 2 6 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	平成 2 6 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	平成 2 6 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	7
6	平成 2 6 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
7	平成 2 6 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	9
8	平成 2 6 年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	1 0
(議 案)		
5 3	藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について	1 1
5 4	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	1 7
5 5	藤井寺市手数料条例の一部改正について	2 0
5 6	藤井寺市景観条例の一部改正について	2 4
5 7	訴えの変更について	2 8

このほかの提出議案

議案番号

- 58 平成27年度藤井寺市一般会計補正予算（第3号）について
- 59 平成27年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 60 平成27年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

報告第11号

平成26年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.91)	— (17.91)	3.7 (25.0)	31.4 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第12号

平成26年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第1号

平成26年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第 2 号

平成 26 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第3号

平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第4号

平成26年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第5号

平成26年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第6号

平成26年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第7号

平成26年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

認定第8号

平成26年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月2日提出

藤井寺市長 國下 和男

議案第 53 号

藤井寺市個人情報保護条例の一部改正について

藤井寺市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が施行され、個人番号制度が開始されることに伴い、特定個人情報の適切な取扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(藤井寺市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「目的外利用等中止」を「利用停止」に、「第21条」を「第21条の2」に改める。

第8条第1項第5号中「他の実施機関」の次に「、国若しくは地方公共団体」を、「当該実施機関」の次に「又は国若しくは地方公共団体」を加える。

第3章の章名中「目的外利用等中止」を「利用停止」に改める。

第19条の見出しを「(訂正請求権)」に改め、同条第1項中「又は削除(以下「訂正等」という。)」を「(追加又は削除を含む。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等を」を「訂正を」に改め、同項ただし書中「訂正等につき」を「訂正につき」に、「訂正等の」を「訂正の」に改め、同条第3項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改める。

第20条の見出し中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第1項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等請求書」を「訂正請求書」に改め、同条第2項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等を」を「訂正を」に改め、同条第3項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改める。

第21条の見出し中「訂正等の請求」を「訂正請求」に改め、同条第1項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等を」を「訂正を」に改め、同条第2項中「訂正等請求者」を「訂正請求者」に、「訂正等決定」を「訂正決定」に改め、同条第3項中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等する」を「訂正する」に、「訂正等の決定」を「訂正決定」に、「訂正等しない」を「訂正しない」に、「訂正等請求拒否」を「訂正請求拒否」に、「訂正等請求者」を「訂正請求者」に改め、同条第4項中「訂正等請求拒否」を「訂正請求拒否」に改め、同条第5項を削り、第3章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 利用停止

第22条を次のように改める。

(利用停止請求権)

第22条 何人も、自己を本人とする保有個人情報がある各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 当該保有個人情報が第8条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

第23条の見出し中「目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」に改め、同条第1項中「目的外利用等中止請求を」を「前条の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）を」に、「目的外利用等中止請求書」を「利用停止請求書」に改め、同項第2号中「目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」に改め、同項第3号中「目的外利用等の中止を求める」を「利用停止請求の」に改め、同条第2項中「目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

第24条第1項中「訂正等請求」を「訂正請求」に、「目的外利用等中止請求」を「利用停止請求」に改め、同項第2号中「訂正等」を「訂正」に、「目的外利用等の中止」を「利用停止」に改める。

第25条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法」に改める。

第28条第1項中「記載の訂正又は個人情報の記録の削除」を「保有個人情報の訂正」に改める。

第2条 藤井寺市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (7) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (8) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第7条第2項各号列記以外の部分中「情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

5 実施機関が行う特定個人情報の収集に関する制限については、番号法第20条に定めるところによる。

第8条第1項各号列記以外の部分中「情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第3条 藤井寺市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事業に関する情報」の次に「(当該個人の特定個人情報（第8号に規定する特定個人情報をいう。）を除く。)」を加える。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りではない。

第11条第2項中「代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人（未成年者又は成年被後見人にあつ

ては、その法定代理人)の委任による代理人)」を加える。

第14条第2項中「代理人」の次に「(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人(未成年者又は成年被後見人にあっては、その法定代理人)の委任による代理人)」を加える。

第22条第1項各号列記以外の部分中「保有個人情報が」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第22条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。

第23条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第28条第1項中「個人情報を記録した情報」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)」に改める。

第4条 藤井寺市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第8条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以

下この条において同じ。)」を加える。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

(情報提供等記録の利用の制限)

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第21条の2中「保有個人情報の訂正」を「保有個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第22条の2第1項中「保有特定個人情報」を「保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成27年10月5日
- (3) 第3条の規定 平成28年1月1日
- (4) 第4条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第 54 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）が平成 27 年 10 月 1 日に施行され、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）に規定する共済年金が厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に規定する厚生年金に統一されることに伴い、引用条項の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 職員の再任用に関する条例(平成13年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡については遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

議案第 55 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カード再交付の手数料について新たに規定するとともに、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付等の手数料を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

(藤井寺市手数料条例の一部改正)

第1条 藤井寺市手数料条例(昭和35年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中11の項を12の項とし、1の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の前に次のように加える。

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係

事 務	単 位	金 額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85条)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円

第2条 藤井寺市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1の項中

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85条)第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定による通知カードの再交付	1枚	500円
---	----	------

」

を

「

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に	1枚	500円
---	----	------

よる通知カード及び個人番号カード並びに 情報提供ネットワークシステムによる特定 個人情報の提供等に関する省令（平成26年 総務省令第85条）第11条第1項第1号又 は第3号から第7号までの規定による通知 カードの再交付		
(2) 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律の規定に よる通知カード及び個人番号カード並びに 情報提供ネットワークシステムによる特定 個人情報の提供等に関する省令第28条第 1項の規定による個人番号カードの再交付 又は行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律施行令 （平成26年政令第155号）第15条第2 項から第4項までの規定による個人番号 カードの返納後の個人番号カードの再交付	1枚	800円

に、別表2の項中

「

(4) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定 する戸籍の附票の写しの交付	1通	300円
(5) 住民基本台帳カードの交付		
ア 第30条の4第1項の規定による新 規交付	1枚	500円
イ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令 第292号）第30条の18第1項の規定 による再交付	1枚	500円
ウ 住民基本台帳法施行令第30条の19 第1項の規定による更新	1枚	500円

を

「

(4) 第20条第1項、第3項又は第4項に規定する戸籍の附票の写しの交付	1通	300円
--------------------------------------	----	------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 56 号

藤井寺市景観条例の一部改正について

藤井寺市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

世界文化遺産登録に向けた古市古墳群の景観の保全・形成を図るべく、緩衝地帯の設定に伴い、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画の変更及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく景観地区の指定を行うため改正するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市景観条例の一部を改正する条例

藤井寺市景観条例（平成25年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 行為の規制等（第12条—第20条）」

を

「第3章 行為の規制等（第12条—第20条）」

第4章 景観地区（第21条—第27条）」

に、「第4章」を「第5章」に、「第21条—第26条」を「第28条—第33条」に、「第5章」を「第6章」に、「第27条」を「第34条」に、「第6章」を「第7章」に、「第28条・第29条」を「第35条・第36条」に、「第7章」を「第8章」に、「第30条・第31条」を「第37条・第38条」に、「第8章」を「第9章」に、「第32条」を「第39条」に改める。

第7条第4項中「第30条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第8条中「第27条第2項」を「第34条第2項」に改める。

第32条を第39条とする。

第8章を第9章とする。

第31条中「置くことができる」を「置く」に改め、同条に次の1項を加える。

2 藤井寺市景観アドバイザーについて必要な事項は、規則で定める。

第7章中第31条を第38条とする。

第30条第6項中「専門部会」を「専門委員」に改め、同条を第37条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第29条を第36条とし、第28条を第35条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第27条を第34条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第26条を第33条とし、第23条から第25条までを7条ずつ繰り下げる。

第22条第1項中「景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条を第29条とし、第21条を第28条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 景観地区

(景観地区の決定等の手続)

第21条 市長は、法第61条第1項の規定により都市計画に景観地区を定めようとするとき、又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により景観地区に関する都市計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(計画の認定申請又は通知に係る事前協議)

第22条 法第63条第1項の規定による申請を行おうとする者又は法第66条第2項の規定による通知を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請又は通知の内容について市長と協議することができる。

(認定申請に添付する図書)

第23条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第19条第1項第6号の条例で定める図書は、法第63条第1項の規定による申請に係る建築物の形態意匠を記載した図面その他規則で定めるものとする。

(認定の手続)

第24条 市長は、市街地の良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、法第63条第1項の規定による認定に条件を付すことができる。

(計画の認定に係る完了等の届出等)

第25条 法第63条第2項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第66条第2項の規定による通知を要する行為について準用する。

(違反建築物に対する措置命令の手続)

第26条 市長は、法第64条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(建築物の適用除外)

第27条 法第69条第1項第5号の条例で定める良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下に設ける建築物
- (2) 仮設の建築物
- (3) 第15条第2号で定める建築物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める建築物

附 則

この条例は、平成28年1月4日から施行する。

議案第 57 号

訴えの変更について

損害賠償反訴請求事件について訴えの変更をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 事件名 損害賠償反訴請求事件

2 当事者 反訴原告 藤井寺市
反訴被告 タット・建設株式会社

3 請求の趣旨の変更

請求の趣旨を次のように変更する。

(1) 反訴被告は、反訴原告に対し、金 6374 万 4300 円及びこれに対する反訴状送達の日から支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、反訴被告の負担とする。

との判決並びに(1)についての仮執行宣言を求める。

4 訴えの変更の理由

本市が反訴原告として反訴を提起している大阪地方裁判所堺支部平成 27 年（ワ）第 367 号損害賠償反訴請求事件において、本件工事請負契約第 50 条第 4 項に基づき、反訴状送達の日から支払済まで年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため、訴えの変更をするものである。

